

「健康都市弘前」推進企業認定制度 Q&A

Q1 基本認定の各項目における主な認定要件を教えてください

A1

項目	主な認定要件
特別休暇	生活・余暇支援及び仕事と家庭の両立支援につながる独自の休暇制度の整備
生活・余暇支援	従業員の自己啓発活動・余暇活動を支援する取組の実施 など
多様な人材の活用	若者・障がい者・高齢者・非正規社員が働きやすい環境づくり
健康	事業主自身・従業員全員の健康診査受診／受動喫煙防止対策の実施／がん検診の実施状況 など
両立支援	就業規則等へ育児・介護休業法の育休制度等を反映／育休の周知・意向確認措置 など

※詳しくは「交付要綱別表第1」又は「(基本認定) 基準チェックリスト」をご確認ください。

Q2 部門別認定の各部門における主な認定要件を教えてください

A2

部門	主な認定要件
健康増進	病気を治療しながら働ける職場環境づくり／運動機会増進・食育に関する取組の実施／QOL 健診の受診 など
子育て支援	子育て支援の機運醸成を図る取組の実施／くるみん企業認定／育休制度等の利用実績など
女性活躍推進	女性の採用拡大に向けた具体的計画等／女性の活躍推進に関する目標設定／女性の役員・管理職の就任実績 など
移住応援	移住・定住を促進する雇用機会の創出／移住・交流受入サービスの実施／移住・交流受入体制づくり など

※詳しくは「交付要綱別表第2」又は各部門の「(部門別認定) 基準チェックリスト」をご確認ください。

Q3 申請は随時受付とあるが、認定はいつになるのか

A3 認定は年4回(3か月に1回程度)設ける予定です。

なお、第1回認定は7月となります。

Q4 認定期間である2年間はいつからいつまでを指すのか

A4 基本認定された日から起算して2年を経過する日までとします。  
また部門別認定についても、当該認定企業が受けた基本認定と同じ期間とします。

Q5 審査はどのように行うのか

A5 申請書類により、商工労政課及び関係課で審査を行います。  
また、場合によっては、書類審査だけでなく、聞き取り調査や現地調査を行うことがありますのでご了承ください。

Q6 認定を更新したい

A6 基本認定期間満了の30日前までに認定の更新申請をしてください。  
なお、更新についても新規の申請と同様の審査を行います。

Q7 融資制度の金利引き下げ等について詳しく教えてください

A7 支援内容の詳細につきましては、直接金融機関へお問い合わせください。

Q8 有料広告掲載料の割引が適用となる広告媒体は何か

A8 対象とする広告媒体は次の4種類となります。

- ・広報ひろさき
- ・弘前市職員及び弘前市立小・中学校職員グループウェア
- ・市役所車両広告
- ・二十歳の祭典プログラム

Q9 有料広告掲載料の割引率を詳しく教えてください

A9 基本認定の割引率は10%となります。  
また、部門別認定は、1部門認定あたり10%となります。

認定の種類	割引率（1回あたり）
基本認定	10%
部門別認定	10%（最大40%）

例）基本認定と部門別認定のうち「健康増進」と「子育て支援」の認定を受けている企業は1回あたり30%の割引となります。

Q10 有料広告掲載料の割引を受けるための条件はあるか

A10 広告を掲載する際に、認定企業であること、または、制度による取組を掲載することが条件となります。

## 【特例認定企業】

Q1 これまでの「弘前市移住応援企業」、「弘前市子育て応援企業」、「ひろさき健やか企業」、「弘前市女性活躍推進企業」に認定されていた企業は失効するのか

A1 これまでの各認定制度における認定企業については、移行を希望しない企業を除き、「弘前市『健康都市弘前』推進企業認定制度」の「特例認定企業」として、基本認定がなされているものとみなし、認定証を交付します。

なお、認定期間は、これまでの各認定制度の認定期間を引き継ぎます。

また、特例期間終了後、引き続き認定を受けたい場合は、基本認定の申請をお願いします。

Q2 特例認定企業で部門別認定を受けたい

A2 部門別認定を受けるためには、基本認定を受けることが必要です。

特例認定企業については、改めて基本認定と部門別認定の申請をお願いします。

Q3 「弘前市移住応援企業」、「弘前市子育て応援企業」、「ひろさき健やか企業」、「弘前市女性活躍推進企業」の認定期間が混在しているが、特例期間はいつまでになるのか

A3 最も長い認定期間を基準とします。

例：A社の認定状況

- ・弘前市移住応援企業 令和6年8月31日満了
- ・弘前市子育て応援企業 令和7年8月31日満了

→A社の特例期間は令和7年8月31日までとなります。